

令和4年12月23日版からの変更点

旧(令和4年12月23日施行版)	新(令和5年3月13日改訂版)
<p>P1) 1. はじめに</p> <p>対処方針として、営業者は施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。博物館、美術館同様文化芸術に関する活動を行うための施設である演芸場においても、将来の再開を見据え、あらかじめ感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めておく必要がある。</p>	<p>対処方針として、営業者は施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。博物館、美術館同様文化芸術に関する活動を行うための施設である演芸場においても、あらかじめ感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めておく必要がある。</p>
<p>令和4年12月現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」(令和2年10月23日)、新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」(令和4年2月4日)等に留意しながら、当面の対策をとりまとめ、改訂を行う。特に、オミクロン株等の変異株の特徴を踏まえ、場面に応じた適切な感染対策を講じることとした。</p> <p>P2) なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。</p>	<p>令和5年3月13日から実施される「マスク着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重される。」という政府の指針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」(令和4年2月4日)等に留意しながら、当面の対策をとりまとめ、改訂を行う。基本的には、入場時にはマスクの着用は求めず、発声を伴うイベント上映にはマスクの着用を必須とし、改訂するものとする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、5月8日新型コロナウイルス感染症が5類移行に伴うまでの限定的なもので、状況に応じて改訂を行うものとする。</p>
<p>P3) (2)施設内の各所における対応策</p> <p>① 施設内共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しいマスクの着用と咳エチケットの周知を徹底する。 ・入退場やトイレ、休憩所など行列や混雑が想定される場所では、マスクの着用を前提に、「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。 ・マスク着用時でも、会話を短く切り上げる等の対応が望まれ、周知をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・咳エチケットの周知を徹底する。 ・入退場やトイレ、休憩所など行列や混雑が想定される場所では、「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。 <p>→(削除)</p>

<p>② 観覧席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 座席の最前列席は、舞台上から十分な距離を取り、出演者と観客との間の距離をなるべく2m 確保する。 ・ 施設管理者は、館内を見回りした際にマスク未着用の来場者を確認した場合、状況に応じて注意を行うよう努める。 ・ 公演前に、飲食のマナー（飲食中は会話を慎み、飲食後のマスク着用）、食事中を除くマスクの着用・咳エチケットの周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座席の最前列席は、舞台上から十分な距離を取り、出演者と観客との間の距離を確保する。 <p>→(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公演前に、咳エチケットの周知を図る。
<p>③ 演芸場入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者に対して正しいマスク着用・咳エチケットのお願いを掲示することを徹底する。また、マスクを持参していない来場者に対してマスクの配布または販売を行う。 	<p>→(削除)</p>
<p>⑤ ロビー、休憩スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しいマスクの着用と咳エチケットの徹底を図る。 ・ 飲食による感染拡大防止のため、食事中以外のマスクの着用を周知する。 ・ マスクの着用を前提に「人と人とは触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・咳エチケットの周知を図る。 <p>→(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人と人とは触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。
<p>P4) ⑥ トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 混雑時はマスクの着用の徹底を前提に「人と人とは触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人と人とは触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。
<p>⑦ 売店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売店に関わる従業員は、正しいマスクの着用と手洗いや手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手洗いや手指消毒を行ってから入場する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売店に関わる従業員は、正しいマスクの着用と手洗いや手指消毒を推奨し、飲食施設の利用者も手洗いや手指消毒を行ってから入場する。
<p>⑧ 清掃・ゴミの廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクの着用を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクの着用を推奨する。

<p>⑨ 楽屋・控室・バックヤード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員同士の距離を1m 確保するように努める。休憩時や出退勤時は集団での行動を避けることも徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員同士の距離を確保するように努める。
<p>P5) (3) 演芸関係者(出演者及び従事者)に関する感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しいマスクの着用や手洗いや手指消毒を徹底する。(品質の確かな、出来るだけ不織布マスクを着用) ・ 自宅で検温を行うこととし、従事者は出勤した際に、時間帯の責任者に報告する。以下の場合には自宅待機とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①37.5℃以上の発熱がある場合 ②新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合 	<p>→(追記) ・ 従事者に関しては、鑑賞者との接触の密度を鑑み、マスクの着用を推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗いや手指消毒を徹底する。(品質の確かな、出来るだけ不織布マスクを着用) ・ 以下の場合には自宅待機とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①37.5℃以上の発熱がある場合 ②新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
<p>(4) 来館者に関する感染防止策</p> <p><公演前の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、公演の企画にあたっては密集を回避する方策や密な状況が発生させない工夫の導入を検討すること。例えば、以下のような手段が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> - 入場待機列の設置(マスクの着用を前提に「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保) - 来館者と接触するような演出は、来館者と直接接せず、マスク着用は必須である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、公演の企画にあたっては密集を回避する方策や密な状況が発生させない工夫の導入を検討すること。例えば、以下のような手段が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> - 入場待機列の設置(「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保) <p>→(削除)</p>
<p>P6) <公演当日の対策></p> <p>① 周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> - 咳エチケット、正しいマスク着用の徹底、手洗いや手指消毒の徹底 - 社会的距離の確保(マスクの着用を前提に「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保)の推奨 	<ul style="list-style-type: none"> - 咳エチケット、手洗いや手指消毒の推奨 - 社会的距離の確保(「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保)の推奨

<p>② 来館者の入場時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の場合には、入場の取りやめを要請し、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。 (v) マスクの着用にご協力頂けない場合 ・ 入場時は、混雑しないよう、マスクの着用を前提に「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保した整列を促す等の工夫を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の場合には、入場の取りやめを要請し、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。 →(削除) ・ 入場時は、混雑しないよう、「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保した整列を促す等の工夫を行う。
<p>③ 来館者の感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しいマスクの着用の徹底、定期的な手洗いや手指消毒を推奨する。 ・ 場内における声量の制限(大声を避ける)を周知する。 ・ 上記にご協力いただけない場合は個別に注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な手洗いや手指消毒を促す。 →(削除) →(削除) →(追記) ・ 咳エチケットの周知を図る。
<p>⑤ 来館者の退場時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退場時は、混雑しないよう、マスクの着用を前提に「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保した退場を促す等の工夫を行い、密の回避に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退場時は、混雑しないよう、「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保した退場を促す等の工夫を行い、密の回避に努める

演芸場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月13日改訂
全国興行生活衛生同業組合連合会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日:令和4年11月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下、「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、全国興行生活衛生同業組合連合会の会員の興行組合に属する会員が設置又は運営する演芸場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条に規定する「興行場」のうち演芸に係るものをいう。以下、同じ。)における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針として、営業者は施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。博物館、美術館同様文化芸術に関する活動を行うための施設である演芸場においても、あらかじめ感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めておく必要がある。

本ガイドラインでは、提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して(令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定している。また、本ガイドラインは、柳原克紀医師(長崎大学大学院)より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成した。

演芸場の施設を管理する事業者(以下、「施設管理者」という。)は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設や興行の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。なお、施設管理者は本ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表する。

令和5年3月13日から実施される「マスク着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重される。」という政府の指針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」(令和4年2月4日)等に留意しながら、当面の対策をとりまとめ、改訂を行う。基本的には、入場時にはマスクの着用は求めず、発声を伴うイベント上映にはマスクの着用を必須とし、改訂するものとする。

なお、本ガイドラインは、5月8日新型コロナウイルス感染症が5類移行に伴うまでの限定的なもので、状況に応じて改訂を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模や興行の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者(以下、「従事者」という。)のほか、演芸を鑑賞するために演芸場に来館する者(以下、「来館者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

なお、三つの密でリスクは高まるが、一つの密であればリスクはないというわけではないことにも留意する。三密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から対策を講じる。

またマスクの使用については不織布マスクの使用を原則とする。マスク着用を推奨する場合、またはマスク着用が必要ない場合およびマスクを外すことを推奨する場合について職場内で明確にし、周知しておくこと。

※マスクの正しい着用方法については、以下の映像を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html
-厚労省 HPI「マスクの着用について」

https://youtu.be/KA0f_QVNPVI
-『出典:政府インターネットテレビ』

3. 施設管理者が講じるべき具体的な対策

演芸場では、各種法令等により一定の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能なことを踏まえ、以下の具体的な対策を講じていただくよう提唱する。

(1) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染(①)及び飛沫感染・マイクロ飛沫感染(②)のそれぞれについて、従事者のほか、来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

また、興行については、各都道府県において示される対応に基づくものとする。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位(テーブル、椅子のひじ掛け・背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレ

ット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、券売機等)には特に注意する。

② 飛沫感染・マイクロ飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

(2)施設内の各所における対応策

① 施設内共通

- ・ 咳エチケットの周知を徹底する。
- ・ 密になる状況を想定し、密の回避を図る対策を講じる。
- ・ 入退場やトイレ、休憩所など行列や混雑が想定される場所では、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。
- ・ 共用部や、ウイルスが付着した可能性のある場所においては、定期的な消毒に努める。

② 観覧席

- ・ 座席の最前列席は、舞台前から十分な距離を取り、出演者と観客との間の距離を確保する。
- ・ 施設管理者は、公演前に、観覧席のドアノブや手すり等、不特定多数が触れやすい場所の消毒に努める。なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いる(以下、消毒液に関する記載において同じ)。
- ・ 施設管理者は、興行場法により定められた各都道府県が求める換気性能が確保できているか確認する。
- ・ 施設管理者は、休憩時や仲入りに扉を開放して、観覧席内のこまめな換気(1回5分間以上)を徹底する。
- ・ 公演前に、咳エチケットの周知を図る。

③ 演芸場入口

- ・ 施設管理者は、来館者に手洗いまたは手指の消毒の励行を促し、演芸場の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。消毒液は定期的な交換を行う。

④ チケット窓口・もぎり

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 不特定多数が触れやすい場所は定期的に消毒する。

⑤ ロビー、休憩スペース

- ・ 咳エチケットの周知を図る。
- ・ 鑑賞前後に、人が滞留しないよう、段階的な出入り等の工夫を行う。

- ・「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。
- ・適切な空調設備を活用した常時換気または、こまめな換気を徹底する。(1回に5分以上)
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を徹底する。

⑥ トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を定期的に行う。
- ・ハンドドライヤーの設備は使用を可能とし、共通のタオルの使用は行わない。
- ・液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を行う。消毒液を設置する場合には、定期的な交換を行う。
- ・「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。

⑦ 売店

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・トレイ等を随時消毒する。
- ・売店に関わる従業員は、正しいマスクの着用と手洗いや手指消毒を推奨し、飲食施設の利用者も手洗いや手指消毒を行ってから入場する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・多くのものが触れるようなサンプル品・見本品を取り扱う場合は、随時、手指消毒を行う。

⑧ 清掃・ゴミの廃棄

- ・幕間に余裕を持たせ、十分な清掃時間を確保する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクの着用を推奨する。
- ・作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

⑨ 楽屋・控室・バックヤード

- ・常時換気、またはこまめな換気を徹底する。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと。
- ・利用者が密にならないように入場制限等を実施すること。
- ・手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を行い、対応が難しい場合には使い捨ての紙皿やコップを使用すること。
- ・機材や備品、用具等の取扱い後は、手指消毒を徹底する。
- ・1度に休憩できる人数を制限し、感染防止策がとられたエリア以外での飲食は避ける。
- ・また、休憩スペースは間隔を空けた座席の配置や、必要に応じ真正面の座席の配置を避けるなどし、距離が確保できない場合はアクリル板等のパーテーションを設置し、感染防止対策を徹底する。ただし空気の流れを阻害しないよう粒子設置する。
- ・バックヤードにおいても、場面に応じた適切なマスクの着脱を周知する。
- ・従業員同士の距離を確保するように努める。

(3) 演芸関係者(出演者及び従事者)に関する感染防止策

- ・ 従事者に関しては、鑑賞者との接触の密度を鑑み、マスクの着用を推奨する
- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・ 手洗いや手指消毒を徹底する。(品質の確かな、出来るだけ不織布マスクを着用)
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 普段から、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 以下の場合には自宅待機とする。
 - ① 37.5℃以上の発熱がある場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
- ・ 体調が悪い場合は出勤せず、自宅療養する内部ルールを徹底する。
- ・ 施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ 出演者には従事者と同様の対策を講じるよう依頼する。
- ・ 有症状者は出演を控えるようお願いする。
- ・ 65歳未満の重症化リスクの少ないものであって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることも可能であることを周知する。
- ・ 従業員等へのワクチン接種の有効性を発信する。
- ・ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行う。

(4) 来館者に関する感染防止策

<公演前の対策>

- ・ 来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらうケースを事前に周知する。
- ・ 可能な限り事前予約制とし、公演における注意事項を事前に周知してもらえるようにする。
- ・ また、公演の企画にあたっては密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討すること。例えば、以下のような手段が考えられる。
 - 開場・休憩時間の延長
 - 入場時のチケット確認の簡略化
 - 入場待機列の設置(「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保)
- ・ 来館者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防について対応を検討すること。
- ・ 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること。

<公演当日の対策>

- ① 周知・広報

- ・ 感染予防のため、来館者に対し以下について周知する。
 - 発熱(37.5℃以上)や咳・咽頭痛等の症状のある方、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明し者との濃厚接触がある方、同居家族や身近な知人の感染が疑われる方、には入場を控えていただく。
 - 咳エチケット、手洗いや手指消毒の推奨
 - 社会的距離の確保(「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保)の推奨
 - 定期的な手洗いや手指消毒を行っていれば、差し入れ等可能である。

- ② 来館者の入場時の対応
 - ・ 以下の場合には、入場の取りやめを要請し、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。
 - (i) 来館前に検温を行い、発熱(37.5℃以上)がある場合
 - (ii) 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - (iii) 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合
 - (iv) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合
 - ・ 入場時は、混雑しないよう、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保した整列を促す等の工夫を行う。
 - ・ 混雑が予想される際には、事前に余裕を持った入場時間を設定し、ゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。
 - ・ 貸出物がある場合、十分な消毒を行う。

- ③ 来館者の感染防止策
 - ・ 定期的な手洗いや手指消毒を促す。
 - ・ 咳エチケットの周知を図る。

- ④ 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策
 - ・ 感染が疑われる者が公演中に発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
 - ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を講じた上で対応する。対応の前後には手洗いや手指消毒を行う。

- ⑤ 来館者の退場時の対応
 - ・ 退場時は、混雑しないよう、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保した退場を促す等の工夫を行い、密の回避に努める。